

**【新設】（特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義）**

**42の4(4)-3 措置法規則第20条第22項に規定する「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。**

**【解説】**

- 1 令和元年度の税制改正において、特別試験研究費の額の対象となる試験研究費の範囲が見直され、研究開発型ベンチャー企業である新事業開拓事業者等に委託する一定の民間委託研究が追加された（措法42の4⑩十、措令27の4⑩九）。
- 2 この一定の民間委託研究には、その委託する試験研究が主としてその新事業開拓事業者等の有する「知的財産権その他これに準ずるもの」を活用して行う場合の試験研究があるが（措令27の4⑩九ロ）、ここでいう「その他これに準ずるもの」とは、その新事業開拓事業者等の有する知的財産権以外の資産のうち、「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（技術的知識等財産）」を利用する権利で受託者が対価を支払って第三者から設定又は許諾を受けたもの等とされている（措規20㉔）。
- 3 ここでいう「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（技術的知識等財産）」の「その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、ノウハウのように技術的な知見等で法的な権利とまで至らないものや法的な権利に至っていないものともいえ、生産その他業務に関する事実上の権利として取引の対象となり得るもののほか、機械や設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、模様や色彩といった単なる製品の装いは含まれないことを本通達で明らかにしている。
- 4 なお、本通達において、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」に該当しないことを例示しているが、これは、販売方法などの営業活動に係る情報収集や、研究を伴わない単なる外注などは、本来、役務の提供に該当することとなるため、もとよりここでいう特別試験研究費の額の対象になる試験研究には該当しないことを留意的に明らかにしている。
- 5 連結納税制度においても同様の取扱い（連措通68の9(4)-3）を定めている。